

法務省 犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会（第11回） 議事要旨

1 日時

令和5年2月8日 午後5時30分頃～午後6時45分頃

2 協議会の方法

対面及びWeb会議方式

3 議事要旨

(1) 意見交換

本制度の方向性に関する取りまとめに向けて、下記の各項目について意見交換が行われた。

ア 本制度の前提

弁護士による支援の必要性や、本制度の対象犯罪を一定の範囲とする理由等について、意見交換が行われた。

イ 支援対象

対象者について、日弁連から、被害者と内縁関係や事実上の親子関係にある者を対象者に含める方向で検討すべきという意見が述べられた。

ウ 支援内容等

一定の継続性を有する支援を受けられる制度の創設を目指すこと、本制度における支援は、通常行われる支援とそれ以外の支援に分けられること、本制度の内容等によっては、別に法律相談制度を設ける必要があること等が確認された。

また、示談交渉を本制度に含めるべきではあるが、示談交渉をめぐる本制度と民事法律扶制度との関係性等については更に検討を要することが確認された。

本制度の公判段階における支援の範囲等については、被害者参加人のための国選弁護制度との関係性等を踏まえつつ、更に検討を要することが確認された。

エ 利用要件・費用負担等

利用要件として、一定の資力要件を設けるべきであることが確認された。利用者の費用負担の在り方については、更に検討を要することが確認された。

(2) 今後の予定等

次回（第12回）の会議は、令和5年3月22日午後5時からと指定された。

次回の会議においては、取りまとめの内容等について、更に意見交換等を行うこととされた。